

# NEWS LETTER

April 2023 - Vol.25

## CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、'化評法 - 既存化学物質共同登録' について理解を深めるために  
ご要望の際に以下のように1 : 1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
  - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
  - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
  - 物質別の登録戦略策定
  - 物質別登録時の予想費用を算出
  - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
  - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
  - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。  
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイルが付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

## 目次

化評法(K-REACH) .....	4
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	4
[国立環境科学院公告第2023-187号]「化学物質の試験方法に関する規定」告示一部改正の行政予告 .....	4
[国立環境科学院告示 第2023-26号]「有毒物質の指定告示」一部改正の行政予告.....	4
[国立環境科学院告示第2023-27号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正の行政予告 .....	4
[国立環境科学院告示第2023-269号]「資料保護申請書の作成方法及び保護資料管理方法等に関する規定」一部改正告示案の行政予告 .....	5
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	6
既存化学物質の事前(変更)申告結果のお知らせ(23.3.31).....	6
2023年度既存化学物質登録コンサルティング支援事業の公告 .....	6
2023年度有害性試験資料生産支援事業の公告.....	6
2023年化学物質登録支援事業の案内 .....	8
化学製品安全法(K-BPR).....	9
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	9
[環境部告示第2023-59号]「安全確認対象生活化学製品指定及び安全・表示基準」一部改正 .....	9
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	10
殺生物製品承認申請マニュアル掲示.....	10
木材用保存剤の効果・効能試験ユーザーガイドライン掲示の案内 .....	10
2023年中小企業殺生物物質承認全過程支援事業の支援対象協議体の選定結果 .....	10
2023年中小企業殺生物製品承認全過程支援事業の支援対象企業の選定結果.....	10
加湿器用抗菌・消毒剤の区分による承認申請書類のご案内 .....	10
殺生物製品の流通期限設定のための試験資料変更の案内 .....	11
殺生物剤の承認に関する主な質問の回答 .....	11
2023年度生活化学製品申告企業1対1コンサルティング(行政的、技術的、試験検査費)支援事業募集公告 .....	12

殺生物製品急性吸入毒性試験注意事項の案内	13
殺生物剤安全性評価システム(BRAMS)バージョン追加アップデート資料揭示の案内	13
承認殺生物物質の同等性認定申請案内文	13
殺生物剤の環境危害性評価方法ガイド及び環境暴露評価ツール(BPEAT)ユーザマニュアル	14
産業安全保健法 (ISHA)	15
法律の動向 - 改正・予告(案)など	15
[雇用労働部公告第2023-192号]「新規化学物質の名称等公表」	15
[その他] [雇用労働部公告第2023-213号] 重大産業事故予防センター運営規定一部改正例規の行政予告	15
[その他] [環境部公告第2023-244号]「残留性汚染物質の種類」全部改正告示案行政予告	16
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	17
2023年脆弱施設特別安全現場1対1教育事業場の募集案内	17
[その他] 化学事故脆弱事業場400ヶ所集中安全点検	17

## 化評法(K-REACH)

### 法律の動向 - 改正・予告(案)など

#### [国立環境科学院公告第2023-187号]「化学物質の試験方法に関する規定」告示一部改正の行政予告

「化学物質の試験方法に関する規定」(国立環境科学院告示第2021-87号)のうち一部を改正・告示するにあたり、その趣旨と主な内容を予め知らせ意見を収れんするために公告する。

#### 改正の理由と内容

イ. 2015年化評法にて告示で委任された化学物質の試験方法(既存122項目)に対し、OECD 毒性試験指針の修正・補完による一部項目(11項目)を変更するためである。

- [別表] 化学物質の試験方法第5章健康影響試験分野9つの試験項目一部改正
- [別表] 化学物質の試験方法第5章健康影響試験分野2つの試験項目新規制定

ロ. OECD 等の動物代替試験方法など、最新更新内容に有害性試験方法を制定・改正し、急変する国際的化学品規制に積極対応するためである。

#### 参考資料

国立環境科学院ホームページ(<https://www.nier.go.kr/NIER/>, 法令情報 → 行政予告) (番号: 346、公告日: 2023-04-18)

#### [国立環境科学院告示 第2023-26号]「有毒物質の指定告示」一部改正の行政予告

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」により有害性審査を完了した物質のうち有害性が高い物質を新規有毒物質として指定するためである。これによる「有毒物質の指定告示」を告示するにおいて、その主な内容を知らせこれに関する意見を収れんするために公告する。

#### 参考資料

国立環境科学院ホームページ(<https://www.nier.go.kr/NIER/index.do>, 法令情報 → 行政予告) (番号: 348、公告日: 2023-04-25)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **NIER\_2023-26.pdf** をご参考下さい。

#### [国立環境科学院告示第2023-27号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正の行政予告

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」による有害性審査結果、新規指定予定である有毒物質に対し分類・表示を告示し、変更登録などにより有害性審査を完了した既存有害化学物質に対する分類・表示告示を改正するためである。これによる「化学物質の分類及び表示等に関する規定」を告示する

において、その主な内容を知らせこれに関する意見を収れんするために公告する。

#### 参考資料

国立環境科学院ホームページ(<https://www.nier.go.kr/NIER/>, 法令情報 → 行政予告) (番号: 349、公告日: 2023-04-25)

### [国立環境科学院告示第2023-269号]「資料保護申請書の作成方法及び保護資料管理方法等に関する規定」一部改正告示案の行政予告

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」により、資料保護を目的に化学物質本来の名称を代替えるために使用する総称名の適用範囲を具体化し、化学物質を含有する混合物及び高分子化合物に対する営業秘密保護のために総称名の作成方法を整備するためである。

#### 主な内容

イ.総称名を使用できる対象に「「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第29条及び規則第35条による化学物質安全情報を提供しようとする者」を追加し、その適用範囲を現行法に併せて具体化する。

ロ.法第10条などによる化学物質の登録及び申告の際、提出する化学物質本来の名称を下位使用者などにそのまま提供する場合、混合物及び高分子化合物の具体成分が開示され、企業の営業秘密を侵害するおそれがあり、総称名の作成方法を一部改善する。

#### 参考資料

国民参加立法センター(<https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/admpp>, (部署)行政予告) (番号: 335、登録日: 2023-04-26)

## 国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は参考資料に記載されたウェブサイトにてご確認ください。

### 既存化学物質の事前(変更)申告結果のお知らせ(23.3.31)

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第42条(化学物質情報の公開)及び同法施行規則第51条(化学物質情報の公開等)第2項により、既存化学物質の申告結果を公開。

#### 参考資料

※ 結果は、参考資料のお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご確認ください。

産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spboard/notice.do>, お知らせ) (登録日: 2023-04-12)

### 2023年度既存化学物質登録コンサルティング支援事業の公告

化評法第10条により、年間1トン以上の既存化学物質を製造・輸入使用とする者は、2030年までに段階的に登録しなければなりません。また、2024年登録猶予物質(100~1000トン)の登録時に、中小企業及び産業界の負担を軽減するために、環境部では“既存化学物質登録コンサルティング支援事業”を実施します。

- 支援対象: 2024年11月までに登録可能もしくは既に登録された物質、協議体の代表者選定が完了し中小・中堅企業2社以上が積極的構成員(アクティブメンバー)の物質
- 支援する内容: 既存化学物質共同登録コンサルティング費用一部支援(最大登録トン数基準)
- 申請期間: ~23.05.31(水)18:00
- 申請方法: ○ 協議体代表者が化学物質登録支援システム([sbm.kcma.or.kr](http://sbm.kcma.or.kr))を通じて申請

#### 参考資料

※ その他の詳細内容は、参考資料のお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご確認ください。

産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spboard/notice.do>, お知らせ) (登録日: 2023-04-17)

### 2023年度有害性試験資料生産支援事業の公告

化評法第10条により、年間1トン以上の既存化学物質を製造・輸入使用とする者は、2030年までに段階的に登録しなければなりません。また、2024年登録猶予物質(100~1000トン)の登録時に、中小企業及び産業界の負担を軽減するために、環境部では“有害性試験資料生産支援事業”を実施します。

- 支援対象: 2024年11月までに登録可能もしくは既に登録された物質、協議体の代表者選定が完了し中小・中堅企業2社以上が積極的構成員(アクティブメンバー)の物質
- 支援する内容: 企業が国内GLP試験機関を通じて生産した有害性試験資料費用支援、動物代替試験は所要費用の80~95%、一般試験は60~70%支援

- 申請期間: ~23.05.31(水)18:00
- 申請方法: ○ 協議体代表者が化学物質登録支援システム(sbm.kcma.or.kr)を通じて申請

**参考資料**

※ その他の詳細内容は、**参考資料**のお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご参考ください。  
産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spboard/notice.do>, お知らせ) (登録日: 2023-04-17)

---

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

## 2023年化学物質登録支援事業の案内

化評法第10条により年間1トン以上既存化学物質を製造・輸入しようとする者は2030年までに段階的に登録しなければならない。そこで、環境部では中小企業など産業界の負担を最小限に抑えるために“2023年化学物質登録支援事業”を次のように実施する。

事業名	支援内容	支援対象	申請対象	公告日
登録コンサルティング支援 <sup>①</sup>	登録コンサルティング費用支援	24年登録猶予物質	協議体代表者	23年4月
有害性試験資料生産支援 <sup>②</sup>	試験資料生産費用支援(国内GLP試験)			
暴露シナリオ作成支援 <sup>③</sup>	暴露評価に必要な情報調査・確認	製造・輸入者及び下位使用者		23年3月
登録全過程支援	登録費用支援(①, ②, ③ 総括支援)	27~30年登録猶予物質	協議体代表者	23年下半年
有害性情報確認・提供	国内・国外の有害性情報調査・提供	27年登録猶予物質	※ 24年猶予物質資料は既に提供中	本年中
危害性資料作成支援	K-Chesar, ESD&T の産業界活用支援	製造・輸入者及び下位使用者		
化評法登録履行教育	オンライン・オフライン教育	化評法担当者		

### 参考資料

※ その他の詳細内容は、[参考資料](#)のお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご参考ください。  
化学物質登録支援システム(<https://sbm.kcma.or.kr/>, お知らせ事項) 76、登録日: 2023-04-21)

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)



## 化学製品安全法(K-BPR)

### 法律の動向 - 改正・予告(案)など

---

#### [環境部告示第2023-59号]「安全確認対象生活化学製品指定及び安全・表示基準」一部改正

環境部では、「安全確認対象生活化学製品指定及び安全・表示基準」を改正・告示する。

#### 主な内容

イ. 品目別噴射型製品内に使用可能な保存用物質を許容(別表2)

産業界の困難を解消するため、危害性評価の結果を反映し、品目別噴射型製品内に使用可能な保存用物質(70種)を追加

#### 参考資料

電子官報ホームページ(<https://gwanbo.go.kr/>) (告示日: 2023-03-29)

---

## 国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は参考資料に記載されたウェブサイトにてご確認ください。

### 殺生物製品承認申請マニュアル揭示

化学製品管理システムで殺生物製品承認申請システムのユーザーマニュアルを配布する。

#### 参考資料

※ マニュアルは、参考資料のお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご参考ください。  
化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、資料室)(番号: 33、登録日: 2023-03-23)

### 木材用保存剤の効果・効能試験ユーザーガイドライン揭示の案内

化学製品管理システムにおいて、殺生物物質及び殺生物製品(以下'殺生物剤'という。)の承認に関連し、木材用保存剤の効果・効能試験ユーザーガイドラインを配布する。

#### 参考資料

※ ガイドラインは、参考資料のお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご参考ください。  
化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)(番号: 174、登録日: 2023-03-28)

### 2023年中小企業殺生物物質承認全過程支援事業の支援対象協議体の選定結果

2023年中小企業殺生物物質承認全過程支援事業の支援対象選定結果。

#### 参考資料

※ 選定結果は、参考資料のお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご参考ください。  
韓国化学物質管理協会(<https://www.kcma.or.kr/>、お知らせ)(番号: 1339、登録日: 2023-04-06)

### 2023年中小企業殺生物製品承認全過程支援事業の支援対象企業の選定結果

2023年中小企業殺生物製品承認全過程支援事業の企業選定結果をメールで公示。

#### 参考資料

韓国化学物質管理協会(<https://www.kcma.or.kr/>、お知らせ)(番号: 1342、登録日: 2023-04-11)

### 加湿器用抗菌・消毒剤の区分による承認申請書類のご案内

「安全確認対象生活化学製品承認などに関する規定」の改正(国立環境科学院告示第2022-82号、

施行2022.12.12)が完了され、既存の「加湿器用抗菌・消毒剤」品目を細分化し、当該品目別の承認申請資料範囲と承認要件を再公示します。

### 主な内容

- (品目の細分化) 既存の「加湿器用抗菌・消毒剤」品目を殺菌・保存の対象及び使用目的に応じて殺生物製品に該当する「加湿器用消毒・保存剤」と殺生物処理製品に該当する「加湿器用保存処理製品」に区分する。
- (資料簡素化)加湿器用消毒・保存剤は既存の加湿器用抗菌・消毒剤の資料レベルを維持、保存処理製品は安全基準遵守時に有害性資料提出が一部免除される。

### 参考資料

※ その他の詳細内容は、[参考資料](#)のお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご確認ください。  
化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 承認対象安全確認対象生活化学製品(番号: 28、登録日: 2023-04-10)

## 殺生物製品の流通期限設定のための試験資料変更の案内

国立環境科学院では「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」に基づき、承認申請が受け付けられた殺生物製品の評価を進める予定。これに関連して、殺生物製品の流通期限設定のための試験資料変更事項を案内。

### 主な内容

- 試験資料提出の一般事項
  - 承認申請者は殺生物製品が流通期限の間に品質(含量、効果・効能など)が安定的であることを立証する物理・化学的安定性試験資料を完結性を備えて提出しなければならない。
  - 既に案内した流通期限設定試験条件・期間、結果導出項目など変更事項を案内する(例えば、加速貯蔵試験認定範囲を拡大(2年→3年)、試験後含有量許容範囲の変更など)。
- 物理・化学的安定性試験資料認定の一般原則
  - 提出条件: 製品承認申請時の長期保存試験、加速貯蔵試験、低温安定性試験(液状)は必須提出資料であり、免除条件の場合のみ免除可能

### 参考資料

※ その他の詳細内容は、[参考資料](#)のお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご確認ください。  
化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)(番号: 175、登録日: 2023-04-12)

## 殺生物剤の承認に関する主な質問の回答

環境部化学製品管理課で「殺生物剤承認に関する主要質問回答」を配布する。主な質問内容は以下の通り。

1. 殺生物製品承認申請主体(OEM、ODMなど)
2. 1つの組成、複数の製品名が可能かどうか
3. 物質承認申請時に国外業者の選任が可能かどうか
4. 化学製品安全法と化学物質管理法における表示事項が重複する問題
5. 100%物質・製品または水希釈製品の資料提出を免除

#### 参考資料

※ その他の詳細内容は、[参考資料](#)のお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご確認ください。

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)(番号: 177、登録日: 2023-04-14)

### 2023年度生活化学製品申告企業1対1コンサルティング(行政的、技術的、試験検査費)支援事業募集公告

生活化学製品を製造・輸入する中小企業が「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」の基準及び手順を遵守し、安全な製品を生産・管理できるよう行政・技術・財政的コンサルティングを支援する。

- 支援対象: 生活化学製品を製造・輸入する小商工人及び中小企業400社前後
- 支援方法: ~5月19日(金)までにオンライン申込書の作成・提出
- 支援期間: 支援対象選定日から23.11.30まで
- 支援する内容: 専門コンサルティング機関を通じた生活化学製品1対1コンサルティング支援

#### 参考資料

※ その他の詳細内容は、[参考資料](#)のお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご確認ください。

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 申告対象安全確認対象生活化学製品(番号: 115、登録日: 2023-04-19)

## 殺生物製品急性吸入毒性試験注意事項の案内

国立環境科学院で殺生物製品の急性吸入毒性試験進行時の注意事項を次のように案内する。

- 分析濃度測定方法：すべての殺生物製品吸入試験時、チェンバー内エアロゾル濃度は重量測定法で測定し、追加的に有効成分(殺生物物質)に対しては機器分析(HPLC、GCなど)による濃度測定値を提示する。
- エアロゾル発生方法：製品を使用する形態(スプレー型、燃焼型、トリガー型など)でエアロゾルを発生させ、実験動物に暴露(秘部または全身暴露)し、毒性試験を進行

### 参考資料

※ その他の詳細内容は、[参考資料](#)のお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご確認ください。  
化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)(番号：179、登録日：2023-04-24)

## 殺生物剤安全性評価システム(BRAMS)バージョン追加アップデート資料揭示の案内

殺生物物質及び殺生物製品の承認と関連して、殺生物製品安全性評価システム(BRAMS)が4.0バージョンにアップデートされたことにより、プログラム及び使用説明書を配布する。

### 参考資料

※ その他の詳細内容は、[参考資料](#)のお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご確認ください。  
化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)(番号：180、登録日：2023-04-24)

## 承認殺生物物質の同等性認定申請案内文

下記の号と関連して殺生物剤産業界の円滑な物質同等性認定制度履行のための試験資料及び申請手続きに対する詳細事項を案内する。

イ.「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」第16条、同法施行令第13条及び同法施行規則第13条

ロ.「物質同等性と製品類似性の認定基準、認定申請資料の作成範囲及び作成方法等に関する規定」(国立環境科学院告示第2021-6号、21.1.26.)

### 参考資料

※ その他の詳細内容は、[参考資料](#)のお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご確認ください。  
化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)(番号：181、登録日：2023-04-28)

**殺生物剤の環境危害性評価方法ガイド及び環境暴露評価ツール(BPEAT)ユーザマニュアル**

国立環境科学院で「殺生物剤環境危害性評価方法案内書及び殺生物剤環境暴露評価ツール(BPEAT)ユーザマニュアル」を配布する。

**参考資料**

※ マニュアルは、**参考資料**のお知らせメニュー(揭示文内の添付ファイル)をご参考ください。  
化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)(番号: 182、登録日: 2023-04-28)

## 産業安全保健法(ISHA)

### 法律の動向 - 改正・予告(案)など

#### [雇用労働部公告第2023-192号]「新規化学物質の名称等公表」

「産業安全保健法」第108条第3項及び同法施行規則第153条に従い、新規化学物質の名称、有害性・危険性、年間製造・輸入量及び労働者の健康障害予防のための措置事項を次のように公告する。

#### 参考資料

雇用労働部ホームページ(<https://www.moel.go.kr/>, ニュース・お知らせ → お知らせ) (番号: 6130、登録日: 2023-03-31)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **MOEL\_2023-192.pdf** をご参考下さい。

#### [その他] [雇用労働部公告第2023-213号] 重大産業事故予防センター運営規定一部改正例規の行政予告

「重大産業事故予防センター運営規定」を一部改正するにあたり、その理由と主な内容をあらかじめ知らせ、これに対する意見を収れんするために公告する。

#### 改正事由

公正安全管理(PSM)制度を合理的に運営するため、規制革新懇談会を通じて発表された重大産業事故の負傷範囲を明確にし、PSM等級優秀事業場対象の自律性を確保する一方、これまでの規定運営上の不備点を改善するためである。

#### 主な内容

- イ) 重大産業事故、化学事故の定義
- ロ) 重大産業事故に該当する負傷の判断基準の明確化
- ハ) 業務遂行基本原則及び化学事故発生時の機関別細部措置基準調整
- 二) P、S等級事業場は診断機関を通じて自律的に安全診断を受けた場合、点検を1回免除
- ホ) 忠北圏重大産業事故予防センターに対する行政安全部新規人材定員最終評価結果(9人→8人)を反映

#### 参考資料

雇用労働部ホームページ(<https://www.moel.go.kr/>, ニュース・お知らせ → お知らせ) (番号: 6135、登録日: 2023-04-04)

**[その他] [環境部公告第2023-244号] 「残留性汚染物質の種類」全部改正告示案行政予告**

環境部では「残留性汚染物質の種類」を全部改正する告示案の行政予告を公告する。

**改正事由**

「残留性汚染物質管理法」改正(法律第18911号、2022.6.10.公布、2023.6.11.施行) により法律で委任した残留性汚染物質の種類及び取扱禁止及び取扱制限物質に対する特定免除に関する国内適用事項を定める。また、第10回ストックホルム条約当事国総会(’22.6.7~11)で、附属書Aに新規登録した物質を国内規定に反映するなど、残留性汚染物質リストを整備

**主な内容**

- イ.告示名の変更
- ロ.残留性汚染物質の種類を現行化(案第2条及び別表1)
- ハ.特定免除事項及び特定免除再評価規定の新設(案第4条及び別表2)
- ホ.施行日の明確化(案附則)

**参考資料**

国民参加立法センター(<https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/admpp>, (部署)行政予告)  
(番号: 312、登録日: 2023-04-11)



## 国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は参考資料に記載されたウェブサイトにてご確認ください。

### 2023年脆弱施設特別安全現場1対1教育事業場の募集案内

韓国化学物質管理協会では、有害化学物質を扱う中小企業を対象に有害化学物質安全管理及び事故予防のために、「2023年有害化学物質取扱施設特別安全現場1対1教育」を無料で支援する。

- 支援対象：有害化学物質を取り扱う中小・中堅企業（157社）
- 支援方法： 23.04.05(水曜日)までに、メールやFAXまたは郵便で申請書を送付
- 支援内容
  - 現場で1対1特別安全教育
  - 取扱化学物質に応じたインベントリの作成及び提供
  - 取扱施設診断（法令履行事項の確認等）

#### 参考資料

※ その他の詳細内容は、参考資料のお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご確認ください。  
韓国化学物質管理協会(<https://www.kcma.or.kr/>, お知らせ)(登録日：2023-04-05)

### [その他] 化学事故脆弱事業場400ヶ所集中安全点検

大韓民国安全大転換集中安全点検の一環として毎年点検期間を定め、化学事故時に影響が大きい高危険有害化学物質取扱事業場などを中心に取扱施設の安全性及び「化学物質管理法」遵守可否を確認する。

- 主管期間：23.4.17.(月) ~ 6.16.(金), 61日間
- 点検内容：
  - 有害化学物質取扱施設の設置・管理基準の遵守
  - 貯槽、配管、バルブ等取扱施設の安全管理の実態、自己点検の実施有無
  - 営業（変更）許可、請負届出等法の履行事項等
- 点検対象：流域・地方環境庁が自主選定した400カ所

#### 参考資料

※ その他の詳細内容は、参考資料のお知らせメニュー(掲示文内の添付ファイル)をご確認ください。  
環境部ホームページ(<https://me.go.kr/home/web/index.do?menuId=10525>, お知らせ・広報 → 報道・説明) (番号： 17967、登録日：2023-04-16)